

大東市と大阪市立大学との健康のまちづくりに関する包括連携協定書

(前文)

近年、超高齢化社会にある我が国において、医療・介護福祉費の増大、人材不足は大きな課題となっており、健康寿命の延伸に向けた健康・医療の考え方も疾病の予防から気付きへ、そして、日常生活のあり方へと変化している。このような中、人々が身体及び精神的な不安から開放され、社会全体が安心と安定を享受し、年齢にとられない生き生きした生活を送るためには、支え合うコミュニティーの果たす役割に加えて、健康・医療・医学的な知見と技術を背景に科学的なデータに基づく根拠を検証し実証することが極めて重要となる。現在、厚生労働省で進めているデータヘルス計画は、まさに、データに基づく根拠を基盤とした健康・医療研究の推進であるが、個々人の日常の生活情報まで含めた包括的なモデルを実施できている自治体は皆無である。したがって、今までに大東市が培ってきた健康・福祉領域のコミュニティーや関連する様々な取り組みと大阪市立大学が持つ医学・健康科学領域を中心とした総合科学的な知見・技術を融合・協働することによって、健康寿命の延伸をめざすために次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大東市と大阪市立大学が包括的な連携のもと、健康寿命の延伸をめざし、フィジカルヘルス、メンタルヘルス、ソーシャルヘルス、データマネジメント及びソーシャルラーニング等の分野で相互に協力し、相互の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 大東市と大阪市立大学は、次の事項について連携し、協力する。

1. 健康寿命延伸をめざす研究及び実証に関する事項
2. データ収集及び集約並びにデータマネジメントに関する事項
3. 健康や生活に関連した社会学習及び教育に関する事項
4. その他目的達成のため必要と認める事項

(期間)

第2条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2カ月前までに、大東市または大阪市立大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第3条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、大東市と大阪市立大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年11月19日

大東市谷川一丁目1番1号

大阪市住吉区杉本三丁目3番138号

大阪府 大東市

大阪市立大学

代表者 大東市長

代表者 学長